指導における倫理ガイドライン

~暴力とセクハラの根絶に向けて~

公益財団法人日本バレーボール協会

このガイドラインの理念と目的

### 「理念」

スポーツは本来、楽しいものだ。バレーボールとビーチバレーもまさにそうだ。選手が胸を躍らせて試合をする。練習に生き生きと励む。少年・少女は練習と試合を通じて技術を高め、チームメートとの絆を深め、フェアプレーの精神を学び、成長する。青少年もそのようにして、心身のバランスのとれた大人になる。

ひたむきに競技に励む選手は周囲に共感を呼び、学校やコミュニティーに笑顔の輪を広げる。スポーツ文化はそのようにして、はぐくまれる。バレーボールとビーチバレーは明るく創造的な環境で親しまれるべきだ。卑屈で陰湿な暴力行為やセクシュアルハラスメント(セクハラ)は、自由で伸びやかな自己表現であるスポーツと対極に位置するものであり、バレーボールとビーチバレーに入り込む余地があってはならない。

指導者と選手はバレーボールとビーチバレーを愛する者として、自らその品位を保ち、互いに尊重し合わなければならない。各人がこのことを十分に理解することが、暴力行為やセクハラなど倫理に反する行為を防止する上で、最も重要である。社会全体が暴力とセクハラの根絶に取り組む中、バレーボールとビーチバレーの指導においても、こうした動きと同調する努力が求められている。

### 「目的」

- 1. このガイドラインは本協会に登録する全てのメンバーがバレーボールとビーチバレー を指導するに当たって、暴力行為やセクハラなど、倫理に反する行為を行うことを防止 し、それらの行為により被害を受けることを防ぐことを目的とする。
- 2. このガイドラインは、バレーボールとビーチバレーの指導(コーチング)を制限することを意図したものではない。むしろこのガイドラインの理念と目的が正しく理解されることにより、適切でより効果的な指導が行われることを目指している。

### 「コンプライアンス規程」

公益財団法人日本バレーボール協会(以下「JVA」という。)はこのガイドラインを規定する「コンプライアンス規程」を以下の通り定めている。違反が認められた場合には、登録抹消を含む処分が下される。

### 第6条(禁止事項)

- 1 JVA関係者は、次に掲げる行為(以下「法令等違反行為」という。)を行ってはならない。
  - (1) 自ら法令等に違反する行為
  - (2) 他のJVA関係者に対して、法令等に違反する行為を指示・教唆する行為
  - (3) 他のJVA関係者の法令等に違反する行為を黙認する行為
- 2 法令等違反行為の例として以下の行為がある。
- (1) 暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントをはじめとする あらゆるハラスメント、差別、暴言等、その他人権尊重の精神に反する言動

(第2号以下省略)

## 第21条(懲戒処分)

1 JVAは、法令等違反行為を行ったJVA関係者に対して、下記の処分を行うことができる。下記処分は併科することができる。

(第1号乃至第4号省略)

- (5)「指導者,審判員,判定員等資格保有者」については、厳重注意、譴責、期限付き資格停止、無期限の資格停止、登録抹消、その他必要に応じた処分
- (6)「JVAに登録した個人または団体」については、厳重注意、譴責、競技会への出場停止、期限付き資格停止、無期限の資格停止、登録抹消、その他必要に応じた処分 (第7号以下省略)

# 暴力行為をなくすために

- 1. このガイドラインにおける暴力行為とは、肉体的暴力により相手を傷つけることのほか、侮辱などの言動により相手を精神的に傷つけることをいう。
- 2. 指導者は選手の人格を尊重するとともに、以下のことを十分に理解・認識しなければならない。
- ①指導者は選手、チームに規律を植え付ける意図であろうと、その他いかなる意図であろうと、暴力行為をしてはならない。指導者には常に自身を律する意思の強さが求められる

- ②暴力行為には肉体的な暴力だけでなく、暴言・脅迫・威圧・侮辱などにより相手を精神的に傷つけることも含まれる。相手の人格を否定するような言動、相手の存在を無視するような態度は精神的な暴力である
- ③選手が自分の意に沿わない言動をとったとき、指導者が暴力行為に頼っても、なんら問題の解決にはならない
- ④技術指導やチームの運営などについて、選手と意見の相違が生じた場合、指導者は選手 と話し合い、必要に応じて第三者の意見を聴き、相互理解に努めることが重要である
- ⑤言動に対する受け止め方は個人差があり、男性と女性で異なる場合もある。さらに立場 の違いなどで変わることがあり、さまざまだ。親しみを表すつもりの言動であっても、指 導者が意図せずに結果として選手を傷つけてしまう場合がある
- ⑥暴力行為を受けた者は、指導者やチームメートらとの人間関係を考え、それを拒否する 明確な意思表示ができないことも少なくない。指導者はそれを同意・合意と勘違いしては ならない。特に指導者と選手との間では、選手側が明確な意思表示をしにくい構造にある

## セクハラをなくすために

- 1. このガイドラインにおけるセクハラとは、社会通念に照らし不適切な性的言動、あるいは相手を不快にさせる性的な言動により、バレーボールとビーチバレーに携わる環境や、日常生活を送る環境を悪化させることをいう。
- 2. 指導者はセクハラを行うことがないよう、選手に対しては互いの立場の違いを超えて、 その人格を尊重し、以下のことを十分に理解・認識しなければならない。
- ①セクハラに当たるか否かは、自らの判断によって決まるものではなく、相手が不快に感じるか否かが基準となる
- ②言動に対する受け止め方は個人差があり、男性と女性で異なる場合もある。さらに立場 の違いなどで変わることがあり、さまざまだ。親しみを表すつもりの言動であっても、指 導者が意図せずに結果として選手を不快にさせてしまう場合がある
- ③「この程度のことは相手も許容するだろう」とか「相手とは良好な人間関係、信頼関係 があるから大丈夫だろう」といった勝手な思い込みをしてはならない

- ④技術指導や体調管理などの目的で選手の身体に触れるときは、選手本人の了解を得ると ともに、できる限り着衣の上から触れ、また第三者の同席を求めるなどして、誤解を与え ることがないよう配慮する
- ⑤相手が拒否し、または嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を繰り返しては ならない
- ⑥セクハラを受けた者は、指導者やチームメートらとの人間関係を考えて拒否することができないなど、明確な意思表示ができないことが少なくない。しかし、指導者はそれを合意・同意と勘違いしてはならない。指導者と選手との間では、拒否の意思表示をすれば、その後指導を受けられなくなるのではないか、あるいは競技を続けられなくなるのではないかといった不安から、選手が明確な意思表示をしにくい構造にある
- ⑦セクハラに対する選手の抗議などの対応を理由に、その後の指導のあり方や大会への出 場選手選考などで、選手に不利益を与えるような扱いはしてはならない
- ⑧セクハラは、男性が被害者となる場合もある。また、指導者と選手の間だけでなく、先輩と後輩の間、あるいは同期の選手の間、さらに同性の間でも起こり得る。性的な事柄に関する冷やかしやからかいは、いじめの問題であると同時にセクハラの問題でもある
- ⑨練習・試合中のセクハラに注意するだけでは不十分で、例えば試合後や合宿での飲食の 機会などでのセクハラにも十分に注意する
- 3. セクハラを受けた者は、その被害を深刻なものにしたくないと考え、一人で我慢する場合がみられる。しかし、それだけでは問題は解決しないことを理解し、以下の行動をとるよう努めることが望まれる
- ①セクハラに対しては、勇気を持って毅然とした態度をとり、明確に拒絶の意思表示をする
- ②同僚や友人など身近な信頼できる人に相談する
- ③所属団体や日本バレーボール協会への相談も検討する
- 4. セクハラの事実を知った者は、見て見ぬふりをするのではなく、行為者に対し、やめるよう忠告するなど勇気を持って具体的な行動に出ることが望まれる。周囲の者の沈黙

は、セクハラの被害をより深刻なものにする。関係者全員がこのことを正しく理解しな ければならない。

## 社会の良きシンボルとなるために

役員、指導者、選手をはじめバレーボールとビーチバレーの関係者は、暴力とセクハラ防止に努めるほか、常に以下のことを意識し、バレーボールとビーチバレーが青少年の夢と希望であり続け、また競技に携わる者が社会の良きシンボルとして信頼されるよう、努めなければならない。

- ①常に品位を保ち、公共の場における態度や言動、服装に注意する
- ②人種、国籍、性別、障害の有無などの違いを理由にする、いかなる差別も容認してはならない。平等の精神を持ち、他者の人格を尊重する
- ③他者のプライバシーを尊重する。例えば競技場内外での盗撮行為は、他者のプライバシー侵害だけでなく、セクハラにも該当するものであり、厳に禁じられる
- ④フェアプレーの精神を重んじ、ドーピングに断固として反対する。また登録や大会への 参加申込みなどでの虚偽申請といった不正行為は絶対に行わない
- ⑤法律や条例などの法規範を遵守し、違法行為をしない。大麻などの薬物使用や性犯罪行 為は絶対に容認しない

(2012年3月22日制定)

(2014年1月29日改定)

(2016年6月 7日改定)